

# 萩市福祉避難所等運営マニュアル

平成31年 2月

萩 市

## 目次

はじめに	・・・	1
第1章 福祉避難所等とは		
1 施設の種類		
（1）福祉避難所	・・・	2
（2）緊急入所施設	・・・	2
◆ <参考> 大規模災害時における福祉避難所等の対象者区分表	・・・	3
2 福祉避難所等を開設する災害	・・・	4
3 開設までのフロー	・・・	5
第2章 災害時における運用		
1 福祉避難所等の開設		
（1）開設要請	・・・	6
（2）要配慮者の受入れ（移送）	・・・	6
（3）開設期間	・・・	7
2 福祉避難所等の運営		
（1）名簿の作成・管理	・・・	8
（2）人員配置	・・・	8
（3）受入れスペースの確保	・・・	9
（4）食事の提供・食料等の管理	・・・	9
（5）物資の提供・管理	・・・	10
（6）ボランティアの支援要請	・・・	11
（7）緊急時対応	・・・	11
（8）報告書（日報）の提出	・・・	12
（9）閉鎖（指定解除）	・・・	12
3 緊急入所施設の運営	・・・	13
4 費用の積算及び請求		
（1）<福祉避難所>費用の積算	・・・	14
（2）<福祉避難所>請求手続き	・・・	14
（3）<緊急入所施設>費用の積算及び請求手続き	・・・	14

第3章 その他	
1 守秘義務の遵守	・・・15
2 福祉避難所等の運営に係る訓練等の推進	・・・15
3 協定、マニュアルの見直し	・・・15
4 協定の解除	・・・15
資料	
■ 協定に関するQ&A	・・・16

## はじめに

地震や風水害等、大規模な災害が発生した場合、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、多くの市民が自宅での生活が困難となり、応急的に避難所において、共同生活を営むことになる事態が想定されます。

特に高齢者や障がい者等の要配慮者については、一般の避難所では生活に支障をきたす恐れがあることから、福祉避難所等において何らかの特別な配慮をする必要があります。

このことから、萩市では、萩市内で老人保健福祉施設並びに障害者支援施設を運営している社会福祉法人等と、「災害時における福祉避難所の開設及び運営に係る協定」を締結し、災害時における要配慮者の受入れ等について円滑な連携及び対応を図ることとしました。

本マニュアルは、協定の運用にあたり必要となる事項等を定めるものです。

災害発生時はもとより、平常時からの福祉避難所等の運営に係る知識と事前の備え等にご活用ください。

# 第1章 福祉避難所等とは

## 1 施設の種類

本マニュアルでは福祉避難所等として、「福祉避難所」と「緊急入所施設」の2種類の施設を想定しております。

両施設は、それぞれ下記の根拠法令に基づき、施設に受け入れる対象者や人員配置基準、面積基準、費用の清算方法等が異なります。

なお、両施設は共に、災害時において萩市の判断で開設される二次的避難所であるため、最初から避難所として市民が避難することは想定していません。

### (1) 福祉避難所

- 【対象者】 高齢者や障がい者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下、「要配慮者」という。）であって、身体等の状況が特別養護老人ホームや障害者支援施設、医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の在宅者
- 【根拠法令】 災害救助法
- 【人員配置】 概ね10人に1人の生活相談員等を配置
- 【面積基準】 1人あたり概ね2～4㎡（畳2畳程度）を確保
- 【費用】 要した経費は国庫負担（災害救助法適用の場合）
- 【その他】 要配慮者の介助者（家族又は支援者）も入所可能  
（原則、介助者は要配慮者1名につき1名までとする。）

### (2) 緊急入所施設

- 【対象者】 身体等の状況が特別養護老人ホームや障害者支援施設において、緊急入所（短期入所）による対応を必要とする在宅者
- 【根拠法令】 介護保険法  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）
- 【人員配置】 法律の基準に基づく配置
- 【面積基準】 法律の基準に基づく面積を確保
- 【費用】 通常の介護報酬や介護給付費の請求による  
※短期入所利用料、食費・居住費の自己負担分（減免適用後）については萩市負担
- 【その他】 人員配置基準及び面積基準について、災害時における国の通知による緩和措置等がある場合は、その基準に従う。

大規模災害時における福祉避難所等の対象者区分表

※「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(厚生労働省)

対象者	人員配置	面積基準	求償
<b>入院加療</b> 医療機関	基準による人員配置	基準面積を確保	心身的な処置のみ 災害救助法
<b>緊急入所施設 (ショートステイ)</b> ・介護保険施設 ・障害者支援施設	基準による人員配置(※1)	基準面積を確保(※1)	介護保険法
<b>福祉避難所 (拠点的な福祉避難所)</b> 高齢者、障がい者の入所・通所施設等 ホテル、旅館等宿泊施設	基準による人員配置(※1)	基準面積を確保(※1)	障害者総合支援法
<b>身近な福祉避難所</b> 指定避難所内の一部 (学校保健室、休憩室(畳)、体育館の間仕切りスペース等)	概ね10人に1人の生活相談員等を配置(※2)	2~4㎡/人	災害救助法
<b>一般避難所 (指定避難所)</b> 小・中学校体育館等	市職員対応	基準なし	

高

支援の緊急性

多

対象者数

◆〈参考〉福祉避難所等の対象者区分表

(※1) 災害の規模に応じ、人員配置基準や面積基準は緩和される場合あり  
 (※2) 家族も支援者として入所することも可能(特にホテル・旅館等の場合)

## 2 福祉避難所等を開設する災害

萩市内に地震及び風水害その他の災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合において、萩市が小学校体育館等の一般避難場所に避難された要配慮者等の状況等を判断し、施設へ開設要請を行い、福祉避難所等の開設を決定します。

### ◆ 災害救助法の適用について

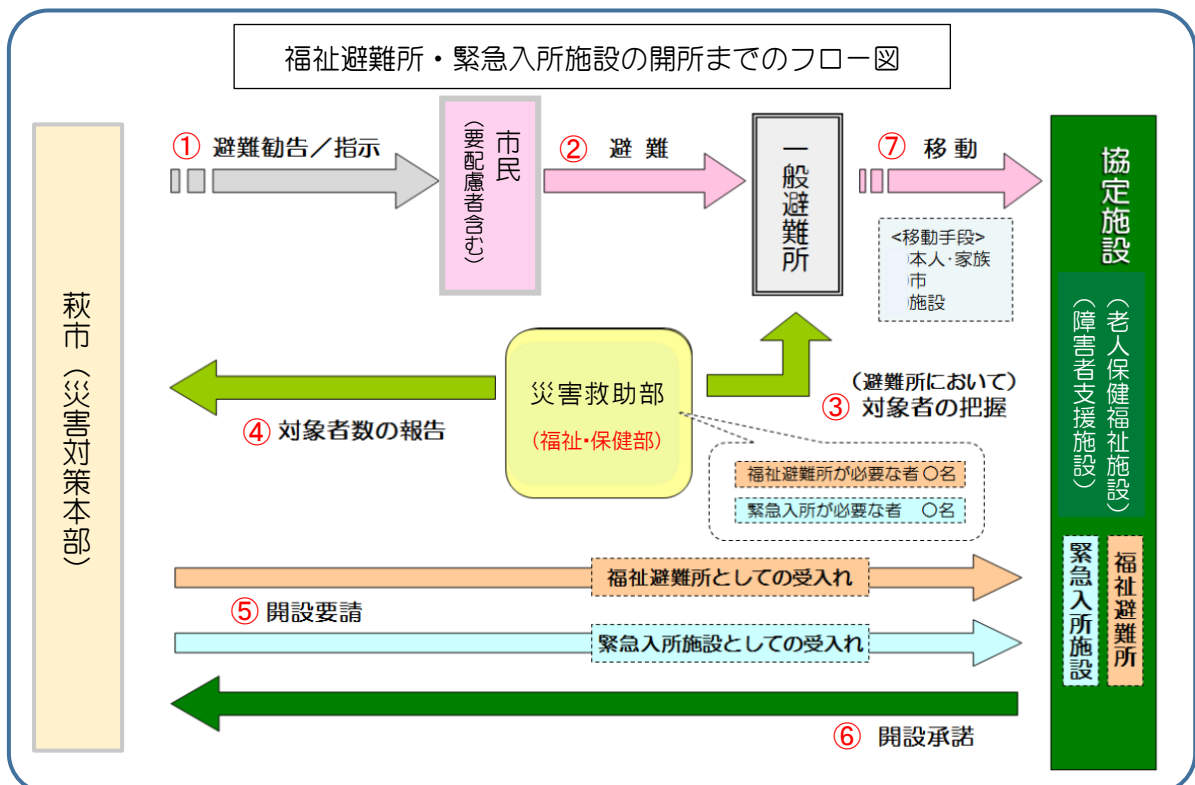
災害による被害の程度が、災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合、萩市は、山口県に対し災害救助法の適用を要請し、知事が市町村を単位として適用を決定します。

## 3 開設までのフロー

### ◆ 福祉避難所等の開設までのフロー図

災害発生の際、萩市災害対策本部事務分掌に基づき、災害救助部が中心となって、総合的な避難者支援が行われることとなります。

その中で、一般避難場所における避難者のうち、福祉避難所等による受入れを必要とする要配慮者（入所対象者）の把握が行われます。その情報が市災害対策本部に集約されることで、開設の必要性について判断がなされ、施設への開設要請が行われます。



【フロー図の説明】

①、②	萩市からの避難勧告・指示を受け、在宅の高齢者等の要配慮者は、最寄りの一般避難場所（小学校体育館等）に避難します。
③	災害救助部（福祉・保健部）が中心となり、一般避難場所における避難者の中で、福祉避難所等による受入れを必要とする要配慮者（入所対象者）の把握が行われます。
④、⑤	上記の結果報告を受け、災害対策本部において、福祉避難所等の開設の必要性を判断し、施設へ開設要請を行います。
⑥	施設の承諾を受け、福祉避難所又は緊急入所施設が開設されます。
⑦	福祉避難所等が開設された後、要配慮者は、一般避難場所から施設に移動（入所）します。

【関連項目】

- ≫ 第2章1（1）開設要請
- ≫ 第2章1（2）要配慮者の受入（移送）
- ≫ 第2章1（3）開設期間



## 第2章 災害時における運用

### 1 福祉避難所等の開設

#### (1) 開設要請

萩市が福祉避難所等を開設する必要があると認めるときは、萩市は施設に対し、事前に施設の被害状況や収容可能人数等の確認を行ったうえで、福祉避難所等の開設を要請する。

#### ◆ 実施にあたっての留意点

- 開設要請にあたり、萩市から施設に対し、電話等による事前確認を行いますので、施設は、施設の被災状況や職員の参集状況・人員体制、収容スペース等を考慮し、福祉避難所等の開設が可能か検討を行ってください。
- 事前確認の結果を踏まえ、萩市は、施設毎の収容可能人数や体制等を勘案したうえで、開設を要請する施設を決定し、要請を行います。
- 施設への開設要請は、施設の種類毎（福祉避難所又は緊急入所施設）に行います。

#### 【関連項目】

- ≫ 第2章2（1）名簿の作成・管理
- ≫ 第2章2（2）人員配置
- ≫ 第2章2（3）受け入れスペースの確保

#### (2) 要配慮者の受入（移送）

要配慮者の一般の指定避難所から施設への移送については、原則として当該要配慮者の介助者（家族又は支援者）が行う。ただし、介助者による移送が困難な場合にあっては、下記のとおりとします。

#### ◆ 実施にあたっての留意点

- 指定一時避難場所から施設への要配慮者の移送手段（支援）は、下記の順番により移送を行います。

福祉避難所への移送	緊急入所施設への移送
①介助者（家族又は支援者） ②萩市	①介助者（家族又は支援者） ②入所先の施設 ③萩市

【関連項目】

≫ 第2章4 費用の積算及び請求

(福祉避難所・緊急入所施設)

(3) 開設期間

福祉避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

但し、災害の状況等により開設の延長が必要な場合にあっては、萩市と施設が協議のうえ、適時、期間の延長を行うものとする。

◆ 実施にあたっての留意点

○開設期間は、萩市が要請を行った期間とします。

○災害救助法では、避難所（福祉避難所を含む）は、災害に際し応急的に難を避ける施設であることから、開設の期間は災害発生の日から最大限7日以内と基準が定められています。また、開設の延長が必要な場合における、延長の期間は、必要最小限度の期間とされており、通常の場合、基準の期間である7日以内となります。これは再延長の場合も同様です。

※ 開設期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の開設が必要であることが明らかな場合は、国（県）と協議のうえ、7日を超える期間で開設又は延長の期間を設定できる場合があります。

○開設の延長にあたっては、事前に萩市と施設が電話等で協議を行ったうえで決定するものとしてします。この場合における、文書による要請は後日となる場合があります。

○緊急入所施設は介護保険法又は障害者総合支援法（以下、「介護保険法等」という。）に基づくものであり、開設期間に係る災害救助法の規定は適用されませんが、これを準用し、福祉避難所における開設期間と同様に扱います。

【関連項目】

≫ 第2章1（1）開設要請

≫ 第2章2（9）閉鎖

## 2 福祉避難所の運営

### (1) 名簿の作成・管理

施設は、福祉避難所として受入れを行った要配慮者等について、名簿を作成し、要配慮者等の管理を行う。【資料3-2】

要配慮者等の受入れの追加要請や、退所等により受入れ者に変更が生じた場合、その他必要に応じて随時、名簿の更新を行うこと。

#### ◆ 実施にあたっての留意点

- 要配慮者等受入名簿の作成は、福祉避難所の運営を行うにあたって、早急に行っていただくものになります。
- 災害の規模や緊急度合い等により、個人情報不十分である場合は、要配慮者本人からの聞き取り調査等により作成し、得た情報は萩市へ必ずフィードバックしてください。
- 毎日、受入人数及び入退所者数等を萩市へ報告します。
- 入所者が退所する場合は、可能な限り転出先を確認し、記録してください。

#### 【関連項目】

≫ 第2章2(8) 報告書(日報)の提出

### (2) 人員配置

福祉避難所の運営にあたっては、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員を配置しなければならない。

要配慮者の適切な支援が行えるよう、生活相談員は、できるだけ看護師や介護福祉士等の専門職の資格を有する者であることが望ましい。

#### ◆ 実施にあたっての留意点

- 生活相談員は、入所者の日常生活上の支援や相談業務のほか、関係機関との連絡調整業務等を行います。医療処置や治療、高度な介護サービス等を行うものではなく、これらを必要とする要配慮者は入院加療や緊急入所(短期入所)により対応を図ります。
- 基本的に生活相談員は施設の既存の職員によるものとし、生活相談員は夜間も配置(24時間体制)が必要となります。
- 施設職員による配置体制が難しい場合は、市に応援要請または賃金職員を雇い上げることができます。雇い上げにあたり生じた費用は、萩市に請求することができます。そのほか、萩市社会福祉協議会が設置する萩市災害ボランティアセンターに人的支援を求めることができます。

【関連項目】

- 第2章2（6）ボランティアの支援要請
- 第3章 緊急入所施設の運営
- 第2章4（1）＜福祉避難所＞費用の積算

**（3）受入れスペースの確保**

要配慮者の特性を踏まえ適切に対応ができるよう、1人あたり面積について、概ね2～4㎡/人（畳2畳程度）を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保すること。

併せて、できる限り施設内のバリアフリー化に努め、要配慮者の生活環境の整備を行うこと。

◆ 実施にあたっての留意点

- 空室を活用した個室による受入れやベッドの利用が可能な場合は、それを優先します。
- 入所者の1人あたり面積については、概ね2～4㎡/人（畳2畳程度）を目安として設定します。
- 地域交流スペース又はデイサービスのスペース等を利用し、できるだけ1人あたりの面積を広く確保できるよう努めてください。
- できる限り施設内の段差を解消する等、バリアフリー化に努め、入所者の生活環境の整備を行ってください。

**（4）食事の提供・食料等の管理**

入所者への食事の提供は、公平性の確保に最大限支援し、入所者からの特別な要望については、可能な限り個別に対応すること。

食料等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、萩市に支援を求めることができます。【資料5-3】

◆ 実施にあたっての留意点

- 入所者への食事に供する食料は、原則、市が調達を行います。ただし、災害の状況等により、施設で食料を調達した方が適当である場合は、施設で食料を調達し、食事の提供に要した主食、副食及び燃料等の実費は、萩市へ請求してください。
- 食事の調理に要する人件費については、食料費等の実費に含めず、人件費として計上してください。
- 食事の提供に要した総経費を、延給食日数で除した金額をもって、日額とします。（※大人も小人も全て1人とし、1食は3分の1日として計算します。）

- 福祉避難所における食事の提供は、特別養護老人ホーム等の入所施設における一般の入所者に通常提供される水準のものを求めるものではありません。
- 食料等に不足が生じる恐れがある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、萩市に支援を要請してください。
- 萩市から食料の受入れを行った場合は、受領日時を記録し、適切な保管場所へ保管してください。また、食料・物資受入簿を作成し、管理を行ってください。

【関連項目】

≫ 第2章4（1）＜福祉避難所＞費用の積算

#### (5) 物資の提供・管理

入所者への物資の提供にあたっては、公平性の確保に最大限支援し、特別な要望については、可能な限り個別に対応すること。

物資等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、萩市に支援を求めることができます。【資料5-4】

#### ◆ 実施にあたっての留意点

○入所者へ提供する毛布等の物資は、原則、市が調達します。

ただし、災害の状況等により、施設で物資を調達した方が適当である場合には、施設で物資を調達し、物資の調達に要した実費は、萩市へ請求してください。

【入所者へ提供する物資の例示】

##### ①被服、寝具及び身の回り品

洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

##### ②日用品

石けん、シャンプー、歯みがき、ティッシュペーパー等

##### ③衛生・救急用品

マスク、絆創膏、消毒剤、ガーゼ、紙オムツ、生理用品等

##### ④その他

茶碗、皿、箸等の食器等

○物資に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、萩市に支援を要請してください。

○萩市から物資の受入れを行った場合は、適切な保管場所へ保管してください。

【関連項目】

≫ 第2章4（1）＜福祉避難所＞費用の積算

## (6) ボランティアの支援要請

施設は、福祉避難所等の運営にあたり人材に不足がある場合は、萩市社会福祉協議会が設置する萩市災害ボランティアセンターへ、支援を要請できます。

### ◆ 実施にあたっての留意点

- 施設は、ボランティア・専門的な人材等（介護福祉士、看護師等）に不足がある場合、不足する職種及び人数、活動内容、希望する活動日時等を取りまとめ、萩市社会福祉協議会（萩市災害ボランティアセンター）に対し、依頼を行います。
- 萩市社会福祉協議会（萩市ボランティアセンター）は、施設から依頼を受けた場合は、速やかに人材確保に努め、当該施設へボランティアを派遣します。
- 施設は、ボランティアの活動が完了した場合は、萩市社会福祉協議会（萩市ボランティアセンター）へ速やかに電話等により報告を行ってください。
- 施設がボランティアの受入れを行った場合は、萩市へ報告してください。

### 【関連項目】

≫ 第2章2（8）報告書（日報）の提出

## (7) 緊急時対応

福祉避難所は、入所介護や療養、医療処置等を必要としない心身の程度の者が入所対象者となるが、身体状況等の悪化により、緊急入所や医療処置、治療等が必要と判断される場合は、緊急入所施設や医療機関へ速やかに移送し、適切な対応を図る必要がある。

### ◆ 実施にあたっての留意点

- 入所者の身体状況等の悪化により、福祉避難所での生活が困難と認められる場合は、速やかに萩市へ連絡を行い、指示を受けてください。
- 移送手段や移送に要する費用等については、本章1（2）要配慮者の受入（移送）と同様の取り扱いとします。
- 緊急に医療処置等を要し、萩市の指示を受ける時間がない場合は、施設の判断により対応し、その後、速やかに萩市へ報告してください。
- 施設内で入所者のトラブル等が発生した場合は、状況により萩市又は警察へ直ちに連絡して下さい。

### 【関連項目】

≫ 第2章1（2）要配慮者の受入（移送）

## (8) 報告書（日報）の提出

福祉避難所の運営にあたり、施設の状況及び要配慮者の受入れ状況等について、毎日、萩市へ報告すること。【資料 6-1】

### ◆ 実施にあたっての留意点

- 毎日の施設の状況及び要配慮者の受入れ状況等について、萩市へ報告を行ってください。
- 報告は、ファクシミリを使用し、萩市が予め指定する時刻及び番号に行うものとします。
- 施設の状況の他、日ごとの受入人数、新規入退者（退所者）の氏名等を萩市へ報告してください。
- 自宅へ帰宅される等、退所者が発生した場合は、可能な限り転出先を確認し記録してください。
- 災害の状況等により、ファクシミリによる報告が難しい場合は、緊急を要する場合を除き、後日まとめて萩市に報告を行ってください。

### 【関連項目】

≫ 第2章2（1）名簿の作成・管理

## (9) 閉鎖（指定解除）

入所者が全て退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な現状回復を行い、萩市は福祉避難所としての指定の解除を行う。

### ◆ 実施にあたっての留意点

- 萩市は、施設が早期に本来目的の活動を再開できるよう、入所者に対し生活再建に係る相談を行う等、各種支援制度に繋げることで、福祉避難所の早期閉鎖に努めます。
- 福祉避難所としての指定の解除を行った場合は、萩市は施設に対し、福祉避難所指定解除を連絡します。
- 福祉避難所の閉鎖後は、萩市に対し速やかに、別記様式（第6条関係）により運営経費の請求手続きを行います。
- 福祉避難所の開設が長期化し、福祉避難所毎の入所者数にばらつきが出るなどした場合は、各施設及び入所者に相談のうえ、福祉避難所の統廃合を図ることがあります。
- 施設の原状回復に要する費用は、実費を萩市へ請求することができます。

### 【関連項目】

≫ 第2章4（2）＜福祉避難所＞請求手続き

### 3 緊急入所施設の運営

福祉避難所での生活が困難な高齢者（要介護度が3以上を想定）や障がい者については、緊急入所施設として、特別養護老人ホームや障害者支援施設等の短期入所（ショートステイ）により、適切に対応する。

#### ◆ 実施にあたっての留意点

- 萩市は、対象者の判断にあたっては、実際の要介護度や障害等級のみならず、身体状況等を確認したうえで入所を決定します。
- 緊急入所施設の開設期間について、当該施設は介護保険法等に基づくものであるため災害救助法の規定は適用されませんが、福祉避難所における開設期間と同様に扱うこととします。
- 施設は、特別養護老人ホームや障害者支援施設の短期入所（ショートステイ）に準じて、対応（人員配置や面積の確保を含む）するものとし、受入れに際し必要となる経費については、通常の請求手続きにより行うものとします。
- 短期入所利用料、食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、下記のとおり行ってください。
  - 【短期入所利用料】
    - ・ 各種減免手続きを行ったうえで生じる自己負担分（残額）は、萩市が負担
  - 【食費・居住費】
    - ・ 短期入所利用料と同様、緊急入所施設への入所にあたり本人が、萩市に対し限度額認定申請を行ったうえで生じる自己負担分（残額）については、萩市が負担
- 施設が、緊急入所施設として要配慮者の受入れを行った場合は、早急に要配慮者等受入れリストを作成するとともに、入所者から短期入所利用料、食費・居住費の自己負担分の減免に係る申請書を徴取し、萩市へファクシミリ等で提出してください。
- 介護保険法等の規定によるもの以外については、福祉避難所の運営に準じて取り扱いを行ってください。

#### 【関連項目】

- ≫ 第2章1（3）開設期間
- ≫ 第2章2（1）名簿の作成・管理
- ≫ 第2章2（8）報告書（日報）の提出
- ≫ 第2章4（3）＜緊急入所＞ 費用の清算



## 4 費用の積算及び請求

### (1) <福祉避難所> 費用の積算

施設が、福祉避難所の運営のため要した費用及び萩市の要請に基づき施設が実施した事項に係る費用は、所要の実費を萩市が負担する。

#### ◆ 実施にあたっての留意点

- 施設が、福祉避難所の運営のために、生活相談員等の配置に要した人件費、入所者に要した食費及びその他の費用について、萩市が所要の実費を負担します。

### (2) <福祉避難所> 請求手続き

萩市への費用の請求にあたり、別記様式（第6条関係）により運営経費の請求手続きを行います。

#### ◆ 実施にあたっての留意点

- 費用の積算根拠となる領収書等の支払伝票の証拠書類は、施設で揃えておく必要があります。（5年保存）

### (3) <緊急入所施設> 費用の積算及び請求手続き

#### ◆ 実施にあたっての留意点

- 緊急入所に要した費用については、介護保険法等に基づく通常の請求により、萩市へ請求を行ってください。
- 食費・居住費等の自己負担分については、限度額認定等の仕組みを活用したうえで生じる残額を萩市へ請求してください。  
※当該自己負担分の請求にあたっては、緊急入所施設利用者負担分の費用に関する請求書（任意様式）に、緊急入所施設利用者負担分の費用に関する利用状況一覧を添えて、萩市へ提出してください。
- 開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により、萩市に対し費用の請求を行うことができます。
- 費用の積算根拠となる領収書等の支払伝票の証拠書類は、施設で揃えておく必要があります。（5年保存）

#### 【関連項目】

≫ 第2章3 緊急入所施設の運営

## 第3章 その他

### 1 守秘義務の遵守

- 福祉避難所等の運営にあたっては守秘義務が課せられ、入所者等の情報を他に漏らしてはなりません。これは、福祉避難所等を閉鎖した後も同様です。
- 入所者についての問合せ等の対応は、萩市が行いますので、疑義が生じた場合は、その都度、萩市へ連絡し指示を仰いでください。

### 2 福祉避難所等の運営に係る訓練等の推進

- 災害が発生した時、本協定に基づき、福祉避難所等の運営が円滑に実施されるよう、地域の防災訓練等と併せて、平常時から災害時における対応についての訓練を実施しておくことが必要です。
- 訓練を通じて、体制や本協定及びマニュアル等の検証を行いながら、その改善・充実を図るものとします。

### 3 協定、マニュアルの見直し

- 必要に応じて、本協定及びマニュアルの実施に係る意見交換を行い、適時、見直し等を行うものとします。

### 4 協定の解除

- 本協定の期間について特段の定めはありません。協定を解除しようとするときは、書面にて意思表示を行ってください。

## ■ 協定に関する Q&A

Q1 想定する災害（被害）はどれくらいの規模か。

A1 「萩市地域防災計画」の災害想定規模に準じます。

Q2 本協定の対象となる要配慮者とは「避難行動要配慮者名簿」に登録している要配慮者のことを指すのか。

A2 本協定では名簿登録者に限らず、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする全ての要配慮者（災害弱者）が対象となります。

Q3 施設の近隣に居住する方が、施設に直接避難することはできるのか。

A3 本協定に基づく福祉避難所は、萩市の判断で開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することは想定しておりません。

Q4 飛び込みで施設に避難された方への対応について。

A4 要配慮者等が飛び込みで避難された場合は、萩市へ状況等を連絡のうえ、災害が治まり、安全が確認され次第、近隣の避難所へ案内してください。

明らかに要介護度が高い方等、一時避難場所への移動が困難な方がいる場合の対応については、萩市へ相談してください。

Q5 「緊急入所施設」の対象者の想定は。

A5 「緊急入所施設」の対象となる者は、福祉避難所での生活が困難であって、入所介護を要する概ね要介護度3以上の高齢者などを想定しています。

Q6 福祉避難所の運営にあたり、概ね10人に1人配置する生活相談員は、どのような資格が必要か。

A6 特に資格は不要。生活相談員は専任である必要はなく、施設の職員が兼務しても構いません。

Q7 民間法人同士の協定に基づき、被災した特別養護老人ホームから被災施設入所者の受け入れについて協力要請があった場合、各施設の判断で受け入れ可否の回答をしてよいか。

A7 市全体での要入所者の把握が必要となりますので、萩市へ連絡してください。緊急入所が必要な在宅の要配慮者を含め、萩市が受け入れ可能施設との調整・連絡を行います。

